

平成 17 年 5 月 27 日

(仮訳) CESR の日本基準の同等性助言案へのコメント

企業会計基準委員会

ASBJ として、意見を述べる機会を頂けたことに感謝する。

- CESR が、日本基準について、米国基準及びカナダ基準とともに、全体として、IFRS と同等であると同等性助言案で公表したことを評価したい。私どもとしては、1990 年代後半から、日本の資本市場のグローバル化を踏まえ、国際的に遜色のない会計基準を整備してきたので、最近の日本の取り組みを評価したことに感謝する。さらに、CESR のドラフトにおいて、ASBJ が国際的コンバージェンスの方針に賛同し、IASB との間でコンバージェンスに向けた共同プロジェクトを開始したことに言及していることを感謝する。
- 個別の会計基準の最終的な評価においても、概念ペーパーで明確に示されている「同等性の目的」である、「投資家が第三国の会計基準に従った財務諸表に基づき、IAS に基づく財務諸表と類似した投資判断が可能な場合は「同等」と言明する」というスタンスを貫き、重要な相違についてのみ焦点を当てて、補完措置を検討すべきである。
- その際、概念ペーパー案への私どものコメントでも述べた点ではあるが、日本基準と IFRS とに重要な差異がある場合には、その差異が生じている理由に合理性があるのかどうかも考慮に入れて、具体的な補完措置の必要性を検討すべきであると考え。また、その場合において、基準間の違いに注意を喚起する定性的な情報は有用であると考えが、特定の基準間の違いのみを解消するような数値情報は、数値間の関係に着目して企業を評価する投資者にバイアスを与える懸念もある。異なる基準で作られた数字を機械的に組み合わせるのではなく、基準の違いを適切に記述した情報を自ら解釈して投資判断を行うのが洗練された投資家であると考えられる。今回のドラフトで Supplementary statement や Disclosure C を要求している項目についても、実質的に調整計算 (reconciliation) を求める Supplementary statement や Disclosure C という形ではなく、もし、注意を促す必要があれば、記述的情報の追加開示によって適切な投資判断が可能になるケースが多いと考えられる。
- 以下では、まず、IASB とのコンバージェンス・プロジェクトの状況を説明する。そして、会計基準設定主体の立場から、個々の会計基準で補完措置の対象となったもののうち、主に Supplementary statement の対応を求められている項目を中心

に再検討を要請したい点について、コメントを述べる。

I. IASB との共同プロジェクトの状況

- ASBJ としては、「高品質な会計基準への国際的なコンバージェンスという目標は、世界各国の資本市場にとって便益となるものである」という認識に基づいて、IASB との共同プロジェクトの初会合を今年 3 月 9 日、10 日の 2 日間、東京で開催した。そして、今年 9 月下旬にロンドンで次回会合を開催する予定である。
- IASB との共同プロジェクトは、会計基準のコンバージェンスを最終目標として現行基準間の差異を可能な限り縮小するものである。検討の手順としては、IASB と FASB とのコンバージェンス・プロジェクトで検討中のもの、日本と IASB の概念フレームワークに起因するもの、最近開発されてこれから市場の評価を受けるものなどがあることから、個々の会計基準の検討はいくつかのフェーズに分けて取り組むこととしている。また、将来的には、サブ・プロジェクトで概念フレームワーク自体も検討する予定である。
- 初会合での協議の結果、第 1 フェーズの検討項目としては、当面、①棚卸資産の評価基準（主に、日本での低価法強制適用の要否）、②連結財務諸表作成における在外子会社の会計基準の統一（日本における対応）、③関連当事者の開示、④セグメント情報、⑤投資不動産（主に、IASB における定義や、原価評価と公正価値評価の選択適用の要否）を取り上げることとなった。
なお、他に第 1 フェーズで検討することが適当なテーマがないかどうか、両者で引き続き協議することとしている。
- ASBJ としては、第 1 フェーズの検討項目について、1~2 年を目途に成果が得られるように、今月（5 月）から体制整備を図り、具体的に取り組んでいる。今回の案で補完措置の対象とされたもの、具体的には、棚卸資産の評価基準については、専門委員会を設けて、来年（2006 年）前半に公開草案を公表する方向で進めることとしている。また、連結財務諸表作成における在外子会社の会計基準の統一についても、実務対応専門委員会で現行のガイドラインの見直しの審議を開始し、今年中に公開草案を公表するタイム・スケジュールで検討を進めることとしている。
- このように、ASBJ としては、市場関係者の合意を前提として、第 1 フェーズのテーマについては、可能な限り、スピーディーに対応していく方針である。

II. 補完措置案の再検討の要望点

1. Supplementary statement 対象項目

今回の同等性助言案では、Supplementary statement の対象として、①企業結合に

における持分プーリング法を採用した場合、②連結の範囲（SPE の取り扱い、潜在株式の反映）、③連結財務諸表作成における子会社の会計基準の統一を掲げている。

① 企業結合における持分プーリング法を採用した場合

企業結合において、CESR 案でも認めているが、どちらが取得企業か識別できないケースが存在する。日本基準では、そのようなケースを想定して、別添のように、厳格な判定基準により「持分の結合」と判定した場合には「持分プーリング法」を適用することにしている。そして、この場合には、注記情報として、「持分の結合」と判定した理由の記載も求めている。

仮に、このような場合にパーチェス法の適用を仮定するとなると、どちらが取得企業か識別できないにもかかわらず、人為的にどちらか一方を取得企業と識別し被取得企業の資産及び負債を評価替えしなければならないので、企業結合の実態開示という観点だけでなく、テクニカルな面でも対応が難しいと考える。

② 連結の範囲

連結の範囲に関する Supplementary statement の提案は、SPE の取り扱いと、潜在株式の反映という 2 つの点から構成されているとみられるので、2 つに分けて述べる。

A. SPE の取り扱い

日本基準では、支配力基準を導入しているが、資産担保証券（ABS）を発行することを目的として設立されており、その目的に従って適切に遂行されているときは、実質的に支配が及ばないと考え、SPE は譲渡者から独立しているものと認められている。また、譲渡者が当該 SPE の発行した劣後債券を所有している場合等、SPE の有する資産価値の低下が生じたときに損失負担するときは、必要な額を費用計上することとされている。

このような SPE を連結対象とする場合には、①SPE の負債（劣後債務を含む）は通常、資産とノンリコースであるにもかかわらず、譲渡人が返済義務を負わない負債を計上すること、②SPE への売却処理が適切で SPE に対する信用補完等から生ずる損失負担を費用計上している場合には、SPE への譲渡損益と損失負担のため計上した費用を消去するという問題が生じる。

国際会計基準のような形のアプローチを取った場合、取引の経済的実態を反映するためには、資産の「認識の中止」の取扱いの改善が行われるべきであると考えられる。

B. 潜在議決権の反映

日本基準では、IFRS と同様に、議決権のほか、実質的に意思決定機関を支配しているか否かにより、支配力基準に基づくこととしている。しかし、IFRS のように、明示した形では「潜在議決権」を考慮していない。これは、潜在株式が議決権を有

していないため、まだ行使されていない段階では、潜在的に支配する可能性があっても実質的に支配していないため、考慮することは適当ではないと考えられたためである。

もつとも、ある程度の潜在議決権を有している場合には、他の支配力の判定要素も加味すると、日本基準でも実質的に支配していると判断される場合が多いのではないかと考える。このため、自らは議決権の過半数以下（極端な場合には 0%）の場合でも、このような要素がある場合には連結することとなるため、重要な差異は生じないものと考えられる。

（注）「他の支配力の判定要素」とは、①出資、人事、資金、技術、取引等における緊密な関係がある者や同一内容の議決権行使に同意する者の議決権とを合わせて、議決権の過半数を占めていること、②財務及び営業又は事業の方針決定を支配する契約等が存在し、意思決定機関を支配していることが推測される事実が存在することである。

③ 連結財務諸表作成における子会社の会計基準の統一

日本基準においても、原則として親会社と子会社が採用する会計処理の統一を求めているが、在外子会社については、日本公認会計士協会から出された適用ガイドランスで、明らかに合理的でないと認められる場合を除き、当面、親会社の会計処理と統一する必要はないとしている。

しかし、この適用ガイドランスは、見直す方向で、IASB との共同プロジェクトの第 1 フェーズの検討項目として取り上げており、今年中には ASBJ から公開草案を公表する予定である。

この点も踏まえて、プロフォーマ情報を必要とする補完措置とするかどうか判断していただきたい。その際、日本では過年度に遡及しての開示慣行がないことや実務サイドの負担を勘案して、過年度の財務諸表に遡及して適用しないことも認められる対応を望む。

2. Disclosure C 対象項目

① 企業結合における取得の対価の算定方法

日本基準においては、株式の交換による取得の場合、企業結合の主要条件が合意されて公表された日前の合理的期間における株価を基礎にして算定することとしている。ただし、企業結合日の株価が、当該主要条件が合意されて公表された日前の合理的期間の株価と大きく異ならない場合には、企業結合日の株価を基礎に算定することも認めている。

企業結合の合意形成日直前の株価を原則とした理由は、結合当事企業は、お互いの本来の事業価値等を適切に反映した結果として、企業結合の主要条件、とりわけ

交換比率の合意に至っているのが通常であり、合意内容が公表された後の株価変動には被取得企業の本来の事業価値とは必ずしも関係しない影響が混在している可能性があるためである。

また、日本基準と国際会計基準との算定方法の差異は「のれん」の金額であり、日本基準では「のれん」を每期償却していくので、多額の金額が B/S 上に計上されつづけることはない。

② 負ののれんの会計処理

日本基準では、負ののれんについては発生原因に合理性を見出すことが困難な場合が多いと考え、承継した資産の取得原価総額を調整する要素とみて、正の値であるのれんと対照的に、規則的な償却を行うこととした。また、負ののれんについては、金額、発生原因、償却方法、償却期間を注記で開示することとなっている。

負ののれんは、発生ケースは稀であると考えられるが、B/S 上に計上されていることも踏まえて、補完措置が必要かどうか検討すべきである。

③ 棚卸資産の評価方法（後入先出法）

棚卸資産の評価方法は、事業投資の現状や成果の基本的な認識と測定に関わるものである。後入先出法については、非現実的な払出しを仮定して利益を測定した結果が、貸借対照表における棚卸資産の評価を歪めているという議論がある。しかし、個別の払出しが明らかでない場合は、いくつかのシステムティックな払出しの仮定から実態に合ったものを選ぶしかない。後入先出法は、先入先出法や平均法と同様に、合理的な仮定のひとつとして認められてきた。

例えば、原材料価格の動向が即時に製品価格に反映される場合や、原材料を海外から輸入して加工品を輸出する企業のように、仕入価格と販売価格が為替相場によって大きく変動する場合などは、棚卸資産の払出しを後入先出法で処理したほうが、投資情報として重要な「利益」をより適切に表示していることもあると考えられる。

④ 関連会社の会計方針の統一

日本基準では、関連会社の会計方針の統一は望ましいとしているが、求めてはいない。その理由としては、関連会社については、一定の影響力はあるものの、「支配」はしていないため、端的な例として、当該関連会社が他社の連結子会社に該当する場合などでは会計方針の統一を求めることは困難である。

⑤ 開発費用の資産化

日本基準では、開発費用を含め、研究開発費は発生時に費用処理している。その理由は、研究開発費は発生時には将来の収益を獲得できるか否か不明であり、また、

研究開発計画が進行し、将来の収益獲得期待が高まったとしても、依然としてその獲得の不確実性が通常の資産に比べて高いからである。また、資産計上要件についても、実務上客観的に判断可能な要件を規定することは困難であり、抽象的な要件のもとで資産計上を求めることは、企業間の比較可能性を損なうおそれがあると考えられるからである。

企業結合時においては、譲渡可能な無形資産が含まれる場合は無形資産を計上するが、取得原価を研究開発費に配分したときには、上記と同様の趣旨から、費用処理することとしている。

⑥ 金融資産・負債の時価開示

日本基準では、金融資産のうち、売買目的有価証券のほか、「その他有価証券（売買目的有価証券、満期保有目的の債券、子会社株式及び関連会社株式以外）」も時価評価されており、満期保有目的の債券は時価が注記されている。

その一方で、貸付金や売掛金、金融負債については時価開示が行われていない。このような時価開示の行われていない金融資産・金融負債は、そもそも公正価値を開示する有用性に疑問のあるケースである。また、これらの金融資産・金融負債の時価情報を開示することが、財務諸表の比較可能性を高めて投資者の意思決定に資するものとは思われない。

3. Disclosure A 対象項目

① 減損会計

日本基準では、将来キャッシュフローが約定されている場合の金融資産と異なり、成果の不確定な事業用資産の減損については測定が主観的にならざるを得ないことを考慮している。つまり、減損の存在が相当程度確実な場合に減損損失を認識及び測定することとしている。また、減損損失の戻入は事務的負担を増加させる虞があることから行わないこととしている。更に、減損の兆候について、市場価格の下落を想定していると思われる、ドラフトの分析（p 65）で示されている「50%ルール」は、あくまでも減損の兆候の一要素である「市場価格が著しく下落した場合」の取り扱いであるが、市場価格の下落が50%未満のケースで減損が生じる可能性が高いと見込まれる場合や他の兆候がある場合においては、減損処理の認識・測定の手続きに入ることとしている。

したがって、このような点を考慮して、補完措置が必要であるのか検討すべきである。

なお、減損の兆候について、差異分析のページ（p 65）で、「50%ルール」がもっとも重要な指標として位置付けているが、上記で説明したように、不適当な表現であると考えられる。

② 棚卸資産の評価基準

日本基準では、棚卸資産の評価基準について低価法と原価法を選択を認めている。しかし、原価法を採用した場合においても、時価が著しく低下した場合には評価損を計上しなければならないこととなっている。

更に、前述したように、IASB との共同プロジェクトの第一フェーズの検討項目の 1 つとしている。

したがって、これらの点を考慮して、補完措置が必要であるのか検討すべきである。

CESR が、我々のコメントを考慮して、差異があることに合理的な理由があるかどうかも踏まえて、補完措置について再検討することを望む。

以 上

〔フローチャート〕 取得と持分の結合の識別

